

議案第 6 6 号

長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年長久手市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(安全計画の策定等)</u> <u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利</u>	

用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士_____

体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4 及び 5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>(業務継続計画の策定等)</u> 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周	_____ _____ _____ _____ _____の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4 及び 5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10 _____各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	---

<u>知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u> 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等) 第13条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u> 3 (略)	(衛生管理等) 第13条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> _____ _____ _____よう努めなければならない。 3 (略)
---	---

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例を改正し、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 安全計画の策定等について規定すること。（第6条の2関係）
- (2) 自動車を運行する場合の所在の確認について規定すること。（第6条の3関係）
- (3) 地域限定保育士についての規定を追加すること。（第10条関係）
- (4) 業務継続計画の策定等について規定すること。（第12条の2関係）
- (5) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。